

学校教育法施行令第8条に基づく指定学校の変更基準及び 学校教育法施行令第9条に基づく区域外就学等の承諾基準		
理 由	必要書類	期 間
1 住居に関する理由		
① 最終学年の児童生徒が転居した場合	申請書	卒業まで
② 学期途中の転居の場合	申請書	学期終了まで ただし、卒業学年の兄弟を有する場合、兄弟の卒業まで
③ 住宅新築等により転居が予定され、入学又は学期当初から転居予定地の学校に就学を希望する場合	申請書、転居が確実にあることを証明する書類、土地及び建物売買契約書等	適当と認められる期間
④ 住宅建て替えによる一時的な転居の場合	申請書、建て替えが確認できる書類	建て替え終了まで
2 家庭に関する理由		
① 保護者の勤務地や自営業地のある学校区に入学（転学）を希望する場合	申請書、保護者の就業証明書等	卒業まで
② 保護者が病気療養等により他の学校区に保護されている場合	申請書、医師の証明書	適当と認められる期間
3 身体的理由		
① 視覚障害者等で指定学校への就学が困難で、希望する学校へ通学させる方が、近距離又は交通の事情等の利便性から、児童生徒の負担が軽減されることが考えられる場合	就学指導委員会及び学校からの意見書	卒業まで
4 地理的理由		
① 通学距離が、小学校においては3km、中学校においては6kmを超えて通学しなければならないとき	申請書	卒業まで
5 その他の理由		
① いじめ、登校拒否の場合	申請書、学校からの意見書	適当と認められる期間
② 心身上の理由により、指導上特に配慮を要すると就学相談の結果認めた場合	申請書、学校からの意見書、医師の診断書等	適当と認められる期間
③ 学校区の変更に伴う暫定的処置の場合	教育委員会の指定による	適当と認められる期間
④ 家庭の事情により、住民票の異動ができないと判断される場合、その他特にやむを得ないと教育委員会が認めた場合	申請書、必要な書類	適当と認められる期間